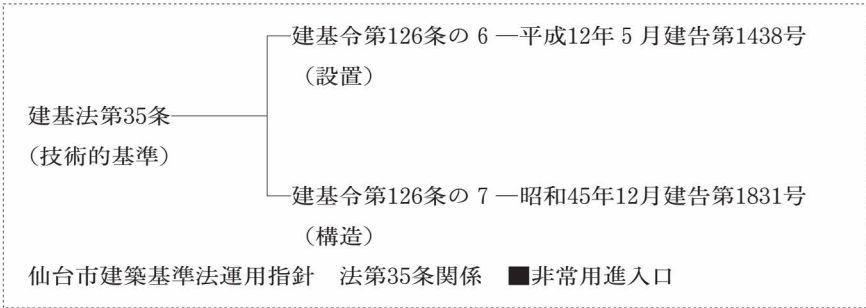


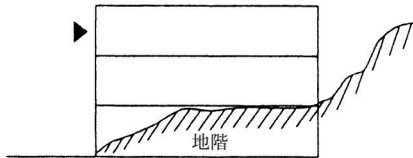
## 第5 非常用の進入口に関する基準



### 5.1 設置対象

(1) 3階以上の階（高さ31mを超える階，非常用のエレベーター（建基令129の13の3）を設置したものを除く。）は，次によること。

ア 平均地盤面が異なる建築物で，一部の階数が3以上となる場合は，非常用進入口の設置対象とすること。



5.1 図1

イ 放射性物質，病原菌，爆発物等を取り扱う建築物，留置所，拘置所，美術品収蔵庫等，屋外からの進入を防止する必要がある特別の理由があるものの階で，その直上階又は直下階から進入することができるものは，設置対象外（H12建告1438）

### 5.2 道又は道に通ずる通路等

(1) 「道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地」は，次によること。

ア 「道」は，原則として建基法42①に規定する道路のうち，幅員が4m以上のものであること。

イ 「通路その他の空地」には，消防活動に支障となる段差，池，樹木，機械設備等がないこと。

ウ 「通路その他の空地」は，当該建築物の所有者又は占有者が管理権限を有するものであること。ただし，公共の広場，公園，河川敷等の場合は，

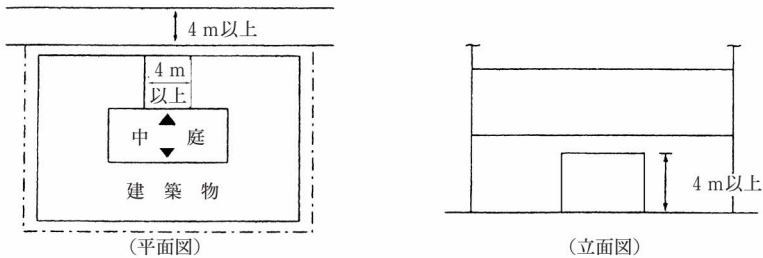
① II 第5 非常用の進入口に関する基準

この限りでない。

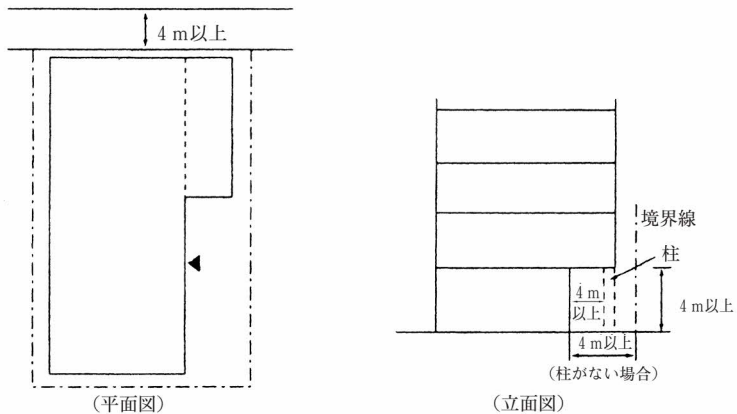
エ 建築物の中庭は、次の(ア)及び(イ)に適合する通路が道に通じている場合は、「その他の空地」に含まれるものとして扱う。

(ア) 幅員及び高さは、それぞれ4 m以上であること。

(イ) 通路の出入口（道路側及び中庭側）には、門扉、柵等が設けられていないこと。



5.2 図1

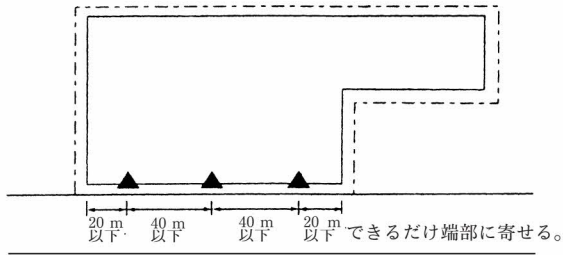


5.2 図2

5.3 非常用進入口

(1) 非常用進入口の構造等は、次によること。

ア 外壁端部から進入口の中心までの距離20m以下とし、進入口と進入口の各中心間の距離を40m以下とする。



5.3 図1

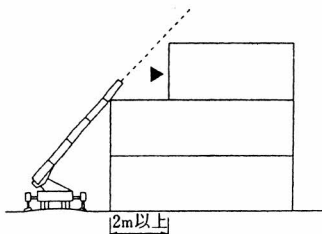
イ バルコニーの構造等は、次によること。

- (ア) 鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とすること。
- (イ) 奥行き1m以上，長さ4m以上とすること。
- (ウ) 床の強度は，建基令85①の表（八）による。
- (エ) 床の勾配は，30分の1以下とすること。
- (オ) 次に適合する手すりを設けること。

- a 高さは，足がかりを含め1.1m以上1.3m以下であること。
- b 1㎡当たり300kgの力に耐えること。
- c 縦棒の間隔（面）は，11cm以下であること。
- d 手すりの上端と上階の床，梁等の間は，1m以上であること。

- (カ) バルコニーに面する壁には，進入口以外の開口部（網入りガラスのはめごろし戸を除く。）を設けないこと。
- (キ) バルコニーに固定はしご，緩降機等の避難器具を設ける場合は，この基準によるほか，それぞれの避難器具の設置基準に適合させること。

注 屋外避難階段の踊場，開放型廊下，セットバック部分等で，上記の基準に適合するバルコニーと同等以上の機能を有するものは，非常用進入口のバルコニーとすることができる。



2m未満の場合は，イオ)に適合する手すりを設けること。

5.3 図2 進入口に直接はしごを伸梯できなくてもよい例

① II 第5 非常用の進入口に関する基準

ウ 進入口の構造等は、次によること。

(ア) 幅、高さ及び下端の床面（室内側）からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.2m以上及び80cm以下であること。

(イ) 戸は、内開き戸、外開き戸、片引き戸又は引違い戸とすること。ただし、避難器具を併設した場合は原則として内開き戸以外の戸とすること。

(ウ) 戸は、原則として自閉装置付きの防火戸とし、次のいずれかの方法により外部から開放できること。

a キーを用いなくて、屋内外から開放できる空錠付きのもの

b 屋外から開放できるクレセント付きのもの

c 全面又は一部を破壊し、破壊口から解錠できるもの

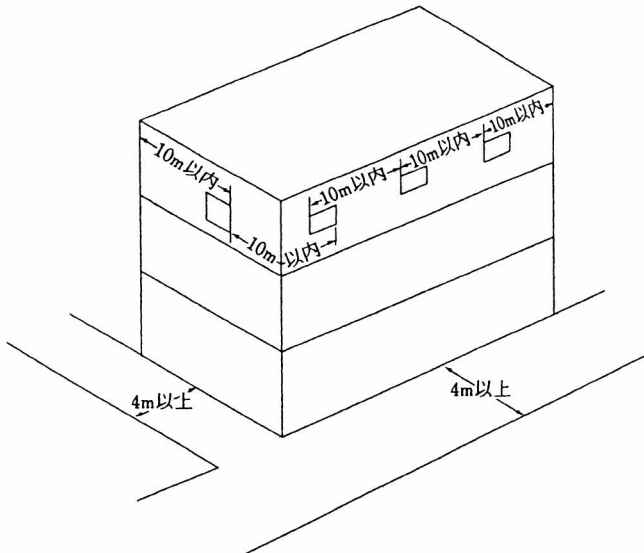
d 屋内から手で開放でき、屋外からは自火報連動により解錠し手で開放できるもの

(エ) 進入口の直近に、直径10cm以上の赤色灯及び一辺が20cmの正三角形の赤色反射塗料による表示を設けること。（S 45.12.28建告1831）

5.4 代替開口部

(1) 建基令126の6(2)の非常用進入口に代わる「窓その他の開口部」（以下「代替開口部」という。）の構造等は、次に定めるところによる。

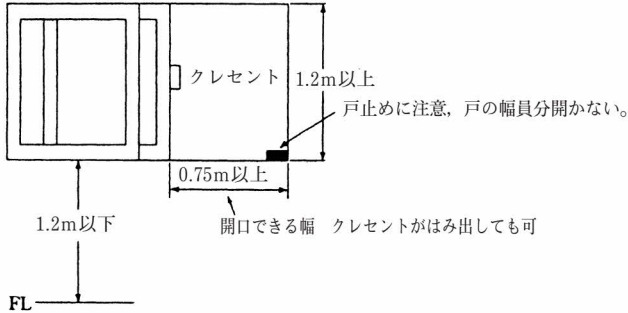
ア 代替開口部の設置間隔は、外壁面の長さ10m以内とすること。



5.4 図1

① II 第5 非常用の進入口に関する基準

- イ 「直径1mの円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、75cm以上及び1.2m以上のもの」は、次によること。
- (ア) 床から開口部の下端までの高さは、おおむね1.2m以下であること。
- (イ) 開口部の寸法は、開放した状態での内法によること。



5.4 図2

- ウ 開口部に設ける戸は、次のすべてに適合すること。
- (ア) 戸の開きについては、5.3(1)ウ(イ)によること。
- (イ) 原則として屋外から戸を破壊することなく、一の動作（二重ロック，多点締り等は好ましくない。）でのみ開放できること。ただし、代替開口部が5.4表1に適合している場合はこの限りでない。


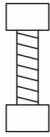



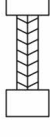
5.4 表1

種別	クレセント，ネジしまり，錠付					施錠装置なし			
	普通ガラス等			線入りガラス	網入りガラス			普通ガラス	線入り，強化ガラス等
	フロート板ガラス等		強化ガラス等		厚さ6.8mm以下	厚さ10mm以下	厚さ10mmを超える		
	6mm以下	6mmを超える	5mm以下						
はめごろし窓(FIX)	△	×	△	×	×	×	/	/	
片引き窓・引違い窓	○	○	○	○	△	×	○	○	
片開き窓・両開き窓	○	○	○	○	△	×	○	○	
回転窓	○	○	○	○	△	×	○	○	

- 注1 回転窓は、たて軸，よこ軸，突出し，すべり出し窓を含む。
- 注2 「施錠装置なし」には、内外から開放できるクレセント付きのものを含む。
- 注3 △は、避難階に設けられたもの又は2階以上の階で、注5の基準に適合する足場のあるものに限る。
- 注4 ペアガラス又は二重サッシ及び合わせガラスの適否（5.4表2参照）

① II 第5 非常用の進入口に関する基準

5.4 表2

	種	別	適 否
(1)		ペアガラス (内部ガラス及び外部ガラスとも普通ガラス)	内部ガラス及び外部ガラスそれぞれについて5.4表1に適合する場合は適
(2)		ペアガラス (内部ガラス及び外部ガラスとも普通ガラス)にスチールブラインドを組み込んだもの	同 上
(3)		ペアガラス (内部ガラス又は外部ガラスが網入りガラス)	同 上
(4)		二重サッシ (内部建具及び外部建具とも普通ガラス)	同 上
(5)		二重サッシ (内部建具又は外部建具が網入りガラス)	同 上
(6)		合わせガラス	(H19.3.27消防予111) 第2に該当するものは適(以下のもの) ●規則第5条の3(第2項第3号後段を除く。)の規定に適合する以下のものは、避難上又は消火活動上有効な開口部として取り扱って差し支えない。 ①フロート板ガラス6mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス ②網入り板ガラス6.8mm以下

① II 第5 非常用の進入口に関する基準

(6)		<p>+PVB（ポリビニルブチラール）30mil（膜厚0.76mm）以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス</p> <p>●外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられている場合であって、規則第5条の3（第2項第3号後段を除く。）の規定に適合する以下のものは、避難上又は消火活動上有効な開口部として取り扱って差し支えない。</p> <p>①フロート板ガラス5mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス</p> <p>②網入り板ガラス6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス</p> <p>③フロート板ガラス3mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス4mm以下の合わせガラス</p> <p>*合わせガラスのはめごろし窓については規則第5条の3に規定する開口部として取り扱わない。</p> <p>*クレセントやレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては本ガイドラインを適用せず、個別に判断すること。</p>
-----	--	---

凡例      ————— 普通ガラス      ————— 網入りガラス

注5 足場の基準

- (1) 構造：木造以外であること。（準耐火構造可）\*バルコニーの床材は塩化ビニールでもよい。
- (2) 強度：1,800N/㎡以上の荷重に耐えられること。

## ① II 第5 非常用の進入口に関する基準

- (3) 勾配：30分の1以下であること。
- (4) 面積：奥行0.6m以上、間口は窓の全幅以上で最小1m以上の通路に面していること。(引違いの場合、両面の全幅である。)
- (5) 空地：足場の前面又は側面は、道又は道に通じる幅員1m以上の通路等に面していること。
- (6) その他：転落防止策が講じられていること。(高さは、足がかりを含め1.1m以上1.3m以下であること。)

注6 5.4 表1に記載のない開口部のガラス窓については、「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び無窓階の判定等運用上の留意事項について(通知)」(H19.3.27消防予111)中の破壊試験により、一部破壊し外部から開放できることが確認できた場合、有効開口部と取り扱うことができる。

- (ウ) 戸には、格子、ルーバー、看板、ネオン、日除け等を設けないこと。
- (エ) 戸には、赤色反射塗料による一辺が20cmの正三角形の表示をすること。  
(5.9 (S45.12.28建告1831) 参照)

(オ) 戸には、戸であることの視認を妨げる色彩を施さないこと。

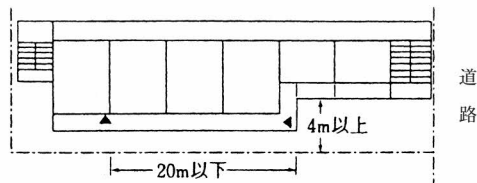
エ 代替開口部に面して進入に障害となるロッカー、書棚、自動販売機等を置かないこと。

### 5.5 共同住宅の代替開口部

(1) 共同住宅の代替開口部は、次に定めるところによる。

ア 代替開口部は、連続バルコニー、開放型廊下、階段室等(以下「バルコニー等」という。)の共用部分又は各住戸ごとに設けるものとする。

イ バルコニー等に代替開口部を設ける場合は、バルコニーへの進入口から各住戸への進入口までの歩行距離を20m以下とすること。(仕切り板等を設けないこと。)



5.5 図1

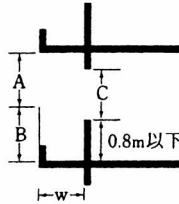
ウ バルコニー等の構造は、次に適合すること。

(ア) Aは、1.1m以上の空間があること。



① II 第5 非常用の進入口に関する基準

- (イ) Bは足がかりを含めて1.1m以上1.3m以下であること。
- (ウ) Wは、有効幅員0.75m以上であること。
- (エ) Cは、幅0.75m以上、高さ1.2m以上又は直径1 m以上の円が内接することができるものであること。



5.5 図2

5.6 はしご車が部署できない建築物

(非常用エレベーターが設置されている場合を除く。)

- (1) はしご車（屈折はしご車を含む。）が部署し伸梯（以下「部署」という。）できない建築物の非常用進入口及び代替開口部は、それぞれ次に定めるところによる。

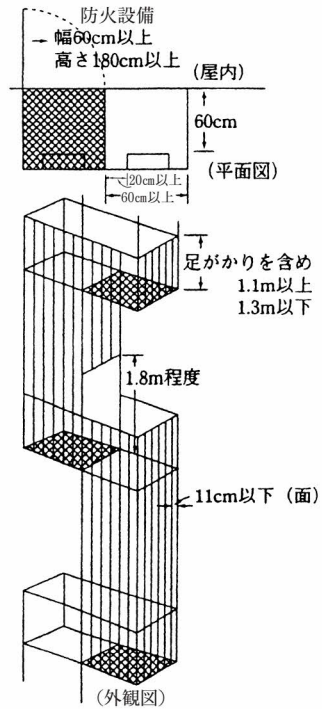
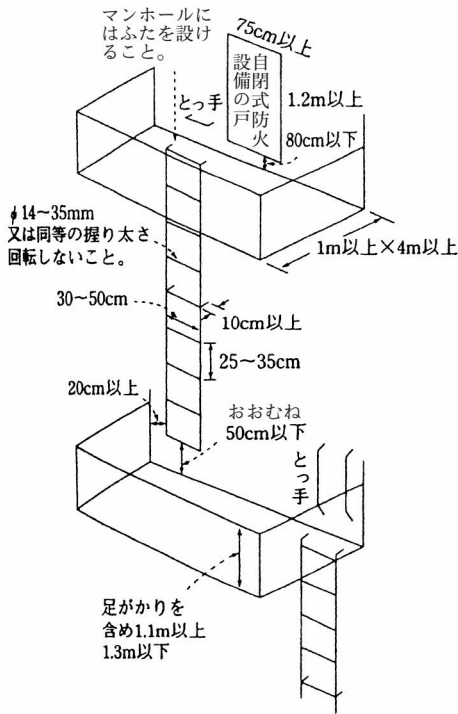
ア 非常用進入口

- (ア) 2階にも非常用進入口を設け、各階の非常用進入口の間に固定はしごを設けること。
- (イ) 避難はしごは、避難器具としての「避難はしごの設置基準」(② III 1.5 参照)に適合すること。(5.6 図1 参照)

イ 代替開口部

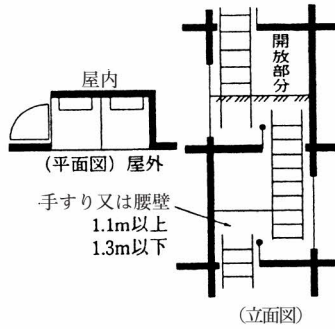
- (ア) 代替開口部のうち、1か所以上（設置間隔40m以下）は、足場付代替開口部とすること。

① II 第5 非常用の進入口に関する基準



5.6 図1 張り出しバルコニーを設けた例 5.6 図2 張り出しバルコニーを設けた例

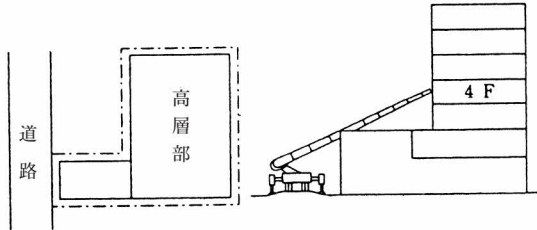
- (イ) 2階にも足場付代替開口部を設け、各階の代替開口部の間に固定はしごを設けること。
- (ウ) 開口部の戸は、5.4(1)ウによること。
- (エ) 固定はしごは、避難器具としての「固定はしごの基準」に適合すること。



5.6 図3 入り込みバルコニーを設けた例

参考 はしご車が部署できない建築物（3階建を除く。）の例

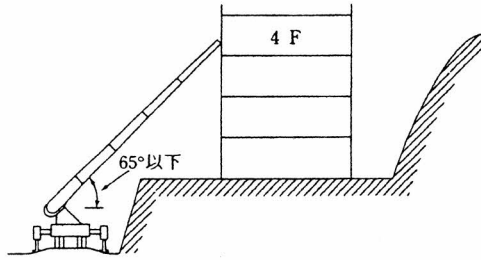
- 1 全面アーケードの側面建築物で、はしご車が部署できる背面道路、側面道路、空地等に面していないもの。
- 2 片側アーケードの側面建築物のうち、前面道路からはしご車が部署できないもので、はしご車が部署できる背面道路、側面道路、空地等に面していないもの。
- 3 高層部がセットバックしている建築物



5.6 図4

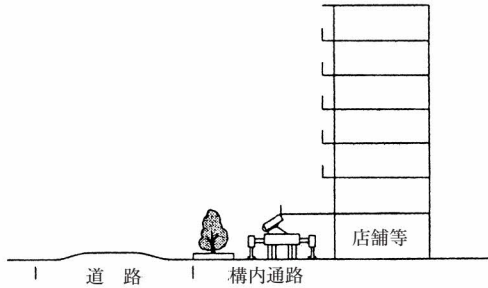
① II 第5 非常用の進入口に関する基準

4 敷地の形状、道路と敷地の段差等が障害になる建築物



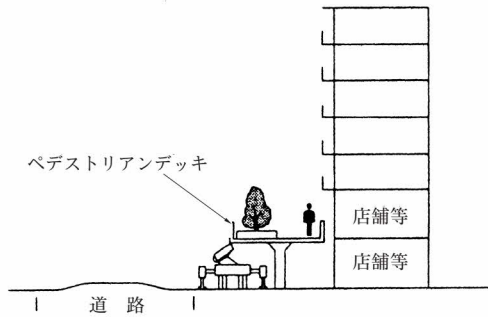
5.6 図5

5 落下物保護ネットが障害になる建築物



5.6 図6

6 高架歩道（ペDESTリアンデッキ）が障害になる建築物



5.6 図7

5.7 共同住宅における建基令第126条の6の解釈について

(S 46.11.16住建発78)

Q 共同住宅において、非常用進入口を設ける代替措置が、下記各号の一に該当する場合は、他の外壁面には窓その他の開口部を設けなくても、建基令126の6(2)に該当するものとして取り扱ってよいか。

記

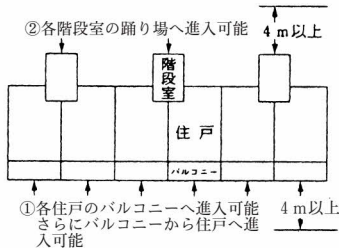
- ① 各住戸に進入可能なバルコニーを設けること。
- ② 階段室型共同住宅にあっては、各階段室に進入可能な開口部を設けること。
- ③ 廊下型共同住宅にあっては、廊下、階段室その他これらに類する部分に進入可能な開口部を各住戸からその一に至る歩行距離が20m以下となるように設けること。

ただし、上記各号にいう「進入可能」とは、建基令126の6(2)の「かっこ書」に示す構造のものとする。

(参考)

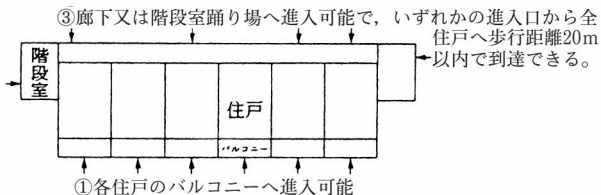
各住棟ごとに①、②又は③のいずれかの方法で進入可能である場合には、その他の外壁面に、窓その他の開口部を設けなくても、建基令126の6(2)の規定に該当する。

(1) 階段室型住棟



5.7 図1

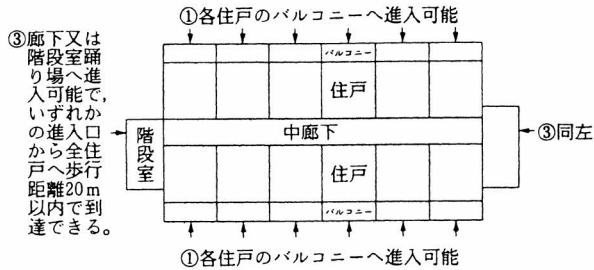
(2) 片廊下型住棟



5.7 図2

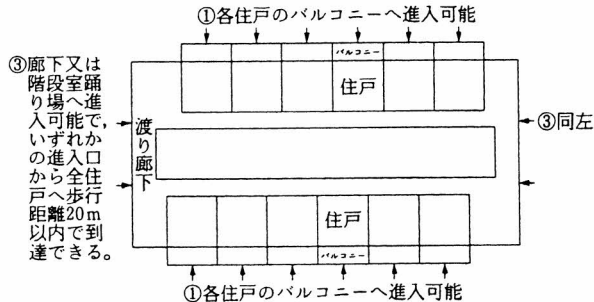
① II 第5 非常用の進入口に関する基準

(3) 中廊下型住棟



5.7 図3

(4) ツイン型住棟



5.7 図4

A 上記のとおり取り扱って差し支えない。(S46.11.30住建指発1842)

上記共同住宅に設ける代替進入口の特例は寄宿舎又は長屋にも適用(運用指針)

5.8 非常用進入口に関する規定, 告示等

(1) 設置

建基令126の6 建築物の高さ31m以下の部分にある3階以上の階(不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階で、その直上階又は直下階から進入することができるものを除く。)には、非常用の進入口を設けなければならない。ただし、次のアからウのいずれかに該当する場合には、この限りでない。

## ① II 第5 非常用の進入口に関する基準

- ア 建基令129の13の3の規定に適合するエレベーターを設置している場合
- イ 道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に窓その他の開口部（直径1m以上の円が内接することができるもの又はその幅及び高さが、それぞれ、75cm以上及び1.2m以上のもので、格子その他の屋外からの進入を妨げる構造を有しないものに限る。）を当該壁面の長さ10m以内ごとに設けている場合
- ウ 吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間で国土交通大臣が定めるものを確保し、当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路その他の部分であって、当該空間との間に壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けている場合

### (2) 構造

建基令126の7 前(1)の非常用の進入口は、次のアからキに定める構造としなければならない。

- ア 進入口は、道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面する各階の外壁面に設けること。
- イ 進入口の間隔は、40m以下であること。
- ウ 進入口の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.2m以上及び80cm以下であること。
- エ 進入口は、外部から開放し、又は破壊して室内に進入できる構造とすること。
- オ 進入口には、奥行き1m以上、長さ4m以上のバルコニーを設けること。
- カ 進入口又はその近くに、外部から見やすい方法で赤色灯の標識を掲示し、及び非常用の進入口である旨を赤色で表示すること。
- キ アからカに定めるもののほか、国土交通大臣が非常用の進入口としての機能を確保するために必要があると認めて定める基準（下記）に適合する構造とすること。

### 5.9 非常用進入口の構造基準（S45.12.28建告1831）

- (1) 非常用の進入口又はその近くに掲示する赤色灯は、次のアからエに適合しなければならない。
  - ア 常時点灯（フリッカー状態を含む。以下同じ。）している構造とし、かつ、一般の者が容易に電源を遮断することができる開閉器を設けないこと。
  - イ 自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池（充電を行うことなく30

## ① II 第5 非常用の進入口に関する基準

分間継続して点灯させることができる容量以上のものに限る。) その他これに類するものを用い、かつ、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続される予備電源を設けること。

ウ 赤色灯の明るさ及び取付位置は、非常用の進入口の前面の道又は通路その他の空地の幅員の中心から点灯していることが夜間において明らかに識別できるものとする。

エ 赤色灯の大きさは、直径10cm以上の半球が内接する大きさとする。

(2) 非常用の進入口である旨の表示は、赤色反射塗料による一辺が20cmの正三角形によらなければならない。

### 5.10 非常用進入口を設置できない特別の理由 (H12.5.31建告1438)

建基令126の6の規定に基づき、屋外からの進入を防止する必要がある特別の理由は、次の(1)、(2)に掲げるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する建築物について、当該階に進入口を設けることにより周囲に著しい危害を及ぼすおそれがあること。

ア 放射性物質、有害ガスその他の有害物質を取り扱う建築物

イ 細菌、病原菌その他これらに類するものを取り扱う建築物

ウ 爆発物を取り扱う建築物

エ 変電所

(2) 次に掲げる用途に供する階(階の一部を当該用途に供するものにあつては、当該用途に供する部分以外の部分を一の階とみなした場合に建基令126の6及び126の7の規定に適合するものに限る。)に進入口を設けることによりその目的の実現が図られないこと。

ア 冷蔵倉庫

イ 留置所、拘置所その他他人を拘禁することを目的とする用途

ウ 美術品収蔵庫、金庫室その他これらに類する用途

エ 無響室、電磁しゃへい室、無菌室その他これらに類する用途

参考 全国都道府県建築主務課長あて質疑応答 (S46.5.17全建行連発23)

Q 建基令126の6ただし書第2号かっこ書きでいう、「進入を妨げる構造」を具体的に例示せよ。

A 建基令126の6で規定されている非常用の進入口の代替施設には、バルコニーなどの施設は要求されていない。したがって、災害時における進入の際は、はしご車を介して行うので足場が不安定であることを考慮しなければならない。



## ① II 第5 非常用の進入口に関する基準

これを考慮して進入口の代替措置の「進入を妨げる」主なものを列挙すればおおよそ次のようなものとなる。

- (1) 窓・ドアについては、
  - (ア) アミ入り硝子のはめごろし窓等（5.4表1参照）
  - (イ) 外部から開放不能のアミ入り硝子窓又はドア
- (2) 格子等については、
  - (ア) 金属製格子（破壊の容易な木製のものは可）
  - (イ) ルーバー
  - (ウ) 窓等を覆っている看板、広告板等
  - (エ) ネオン管灯

Q 立地条件によっては非常用の進入口又は非常用の進入口にかわる開口部を設けても、前面道路との高低差が著しい場合、樹木等によりはしご車の接近が困難な場合等、実際に消防サービスをうけることが極めて困難であると考えられる場合の措置如何。

A 通常の状態では非常用の進入口の有効性が著しく悪い場合、できるだけその存在の有効性を高めるための配慮をする事、それが防災設計の重要な一部であると考えられる。この配慮があってもなお傾斜の著しい敷地、樹木等によるはしご車等の接近の困難な状態においても非常用の進入口の設置は必要であると解する。なんとなれば、非常用の進入口を利用しての消防活動は、単にはしご車のみによるものでなく、各建築物個別に極めて多角的に計画されているからである。

なお、昭和46年（社）大阪府建築士会から建設省住宅局建築指導課に同主旨の照会があり次のとおり回答しているので参考にされたい。

Q 建築物の敷地が道路と高低差が大きく、消防車が進入できない場合に進入口を取ってもむだになるが、このような場合はどう考えておられるか。

A 設問の場合にあっても、進入口の設置は必要である。ちなみに、消防対象物の個別の条件に応じて、公共消防側であらかじめ、消防戦術方法を検討していることを念のため申し添える。なお、本件のような場合、非常用の進入口に代えて非常用のエレベーターの設置の方が望ましいと思われるが、その方向の行政指導もありうると思われる。

### 5.11 バルコニーの取扱い（運用指針）

区画された各戸のバルコニーは共用部分とはみなさない。